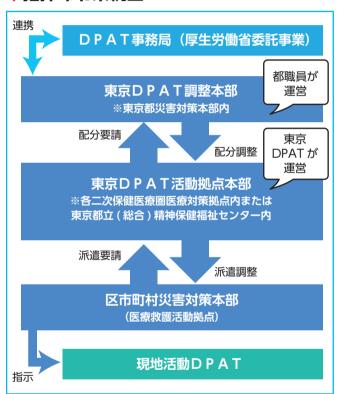
# 東京 DPAT の概要

◆東京 DPAT 登録機関 (令和3年3月時点)

協定等締結医療機関:30 病院

東京都立(総合)精神保健福祉センター: 3所

# ◆指揮命令系統図



# ※東京 DPAT 活動拠点本部設置場所

<急性期まで>各二次保健医療圏の医療対策拠点 <亜急性期以降>都立(総合)精神保健福祉センター

# ◆東京 DPAT の派遣を依頼する方法

各区市町村災害対策本部(医療救護活動拠点)が、 当該区市町村内の派遣ニーズを集約 ⇒東京 DPAT 活動拠点本部に派遣を要請

#### ◆参老資料

• 東京 DPAT マニュアル https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chu sou/dpat/dpat.html

・リーフレット「災害時のこころのケア」、 「災害時のこころのケアの手引き」 https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/chu sou/joho/rifuretto.html

# 東京都立(総合)精神保健福祉センター

※亜急性期以降に東京DPAT活動拠点本部を設置

#### ◎東京都立中部総合精神保健福祉センター

〒156-0057 世田谷区上北沢 2-1-7

代表電話:03-3302-7575

担当地域:港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、 世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区

## ○東京都立精神保健福祉センター

〒110-0004 台東区下谷1-1-3

代表電話: 03-3844-2210

担当地域:千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、

江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、 足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ地域

# ◎東京都立多摩総合精神保健福祉センター

〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3

代表電話: 042-376-1111 担当地域: 多摩地域全域

#### 令和3年3月発行 登録番号(2)10 東京都立中部総合精神保健福祉センター



# 東京 T O K Y O DPAT

**Disaster Psychiatric Assistance Team** 

# 東京 DPAT とは

- ~東京都災害派遣精神医療チーム~
- ・都内大規模災害時等の緊急時に、発災直後から 活動する災害派遣精神医療チームです
- ・東京都と協定等を締結した病院または東京都立 の精神保健福祉センターが組織します
- ・精神科医、看護師、業務調整員などが1チーム 4人を標準として活動します
- ・東京都が指定する専門的な研修等を受けた者で 構成されています
- ・指揮命令系統に基づき活動拠点や被災現地で活 動します





- ・調整本部の指揮のもとに活動拠点本部を運営し、被災現地では概ね以下の活動を実施(例示)
- 精神医療や地域精神保健活動を行う被災地の支援者を支え、応急の専門的な支援を行う➡通常の地域体制へ円滑に引き継ぐ

# 復興支援(通常の体制

# 時間軸

		$\vee$		
医	療	救	護	
<u> </u>	<b>T</b>		ブ	
	_		^	

DPAT 活動

医療救護

保健活動

フェーズ 0	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4
発災から 6 時間	6 ~ 72 時間	72 時間~ 1 週間	1 週間~ 1 か月	1 か月~ 3 か月
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期

→通常の医療体制へ

# N.

【**医療救護**】
被災精神科医療機関の機能補完

- 被災精神科病院の患者搬送等の支援
- ・急性増悪者等への対応
- ・医療救護チーム等との連携

# 【保健活動】

以下の活動に関する専門的助言等 地域精神保健活動

- ・避難所での精神保健相談
- ・仮設住宅等へのアウトリーチ活動
- ・普及啓発、各種健康教育活動等

# 支援者支援

- ・支援者への技術支援
- ・支援者ストレスについての啓発 等

# 被災した精神科病院等の支援

- ・都内精神科病院の被災状況等の情報収集
- ・入院患者の転院・搬送支援等 (入院患者のアセスメント、情報整理、搬送先・搬送手段調整 等)
- ・ 外来診療支援(災害救助法に基づく医療)

## 地域でのこころのケア

区市町村・保健所、地元医療機関等と連携して地域でのこころのケアを支援

- ・精神的不調を予防する健康教育と精神保健に関する普及啓発 (地域の支援者らと協働しストレス反応や対処法等の基本情報をリーフレット等で提供)
- ・心身に不調を来した被災住民への精神保健医療相談
- ・在宅等の精神障害者や家族等に対する専門的支援

# 避難所等でのこころのケア

- ・急性増悪者への対応(必要時は入院支援を行う)
- ・急性ストレス反応を呈した者への対応(地域医療機関が復旧するまでの診察・処方等) ※DPATの診察・処方は応急対応であり、復旧した際には地域の医療機関につなぎます。
- ・服薬中断防止のための必要最小限の診療・処方

# 支援者へのこころのケア

- · 専門的技術支援(助言等)
- ・支援者へのメンタルヘルス支援 (相談、助言、研修会等)
- ※支援者の例:行政、教育機関、医療機関等